

令和 7 年大和市農業委員会第 4 回総会議事録

令和 7 年 4 月 2 4 日（木）午前 1 0 時開会

大和市役所 5 階 全員協議会室

1. 本日の出席委員

1 番 高 橋 守 委員

8 番 田 邊 義 之 委員

2 番 大 沼 茂 樹 委員

1 0 番 荻 窪 登 委員

3 番 眞 壁 浩 二 委員

1 1 番 池 田 俊一郎委員

4 番 遠 藤 一 直 委員

1 4 番 保 田 雄 一 委員

6 番 渡 邊 みどり委員

1 5 番 長谷川 慶太郎委員

7 番 富 澤 克 司 委員

1 6 番 関 水 好 美 委員

2. 本日の欠席委員

1 2 番 木 村 賢 一 委員

1 3 番 古谷田 和 子 委員

3. 農業委員会事務局職員出席者

事務局長 佐藤 祐介

次長 石井 一郎

主査 富田 規裕

主事 近田 拓朗

4. 本日の議事日程

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 諸報告

日程第 3 報告第 8 号 人事発令について

日程第 4 報告第 9 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について

日程第 5 報告第 1 0 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について

- 日程第 6 報告第 1 1 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による所有権移転の届出について
- 日程第 7 報告第 1 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による賃貸借権設定の届出について
- 日程第 8 議案第 1 1 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 2 項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）について
- 日程第 9 議案第 1 2 号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第 3 条の規定による承認申請について
- 日程第 1 0 議案第 1 3 号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 4 条第 1 項の規定による事業計画について

5. 本日の会議に付した事件

議事録署名委員の指名

諸報告

報告第 8 号 人事発令について

報告第 9 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について

報告第 1 0 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について

報告第 1 1 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による所有権移転の届出について

報告第 1 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による賃貸借権設定の届出について

議案第 1 1 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 2 項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）について

議案第 1 2 号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第 3 条の規定による承認申請について

議案第 1 3 号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 4 条第 1 項の規定による事業計画について

午前 10 時 開会

○議長 ただいまの出席委員は 12 名でございます。定足数に達しておりますので会議は成立いたしました。

これより令和 7 年 4 月大和市農業委員会第 4 回総会を開会いたします。

議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

○議長 日程第 1、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員は、慣例に従いまして議長において、14 番、保田雄一委員、15 番、長谷川慶太郎委員を指名いたします。

○議長 日程第 2、諸報告を議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 総会資料 1 ページをごらんください。

4 月 15 日、第 48 回大和市民まつり出店部会が開催され、大沼委員が出席されました。

また、4 月 21 日、第 48 回大和市民まつり第 3 回役員会及び第 2 回実行委員会が開催され、遠藤職務代理が出席されました。

諸報告につきましては以上でございます。

○議長 事務局の説明が終わりました。本件についてご意見等、何かございますでしょうか。

遠藤委員。

○遠藤委員 4 月 21 日、第 48 回大和市民まつりの役員会及び実行委員会に参加してまいりました。議題については、前回 47 回の大和市民まつりの会計決算報告について、それから、5 月 10 日、11 日に行われる大和市民まつりの進捗状況についてでした。先ず、パレードの流れの中で、柳橋交差点の信号機について要望がありましたが、交通上、やはり信号機どおりにパレードを行うということをおし合わせました。また、これまで会場内にトイレがかなり少なかったというところについては、今回大幅に増やして、18カ所新たにトイレを設けたという報告がありました。

私からは以上です。

○議長 そのほかございますでしょうか。

(発言者なし)

○議長 よろしいですか。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長 日程第3、報告第8号、人事発令についてを議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案書の1ページをごらんください。人事発令でございます。

4月1日付の人事発令につきましては、こちらに記載のとおりとなります。

以上でございます。

○議長 事務局の説明が終わりました。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長 日程第4、報告第9号、農地法第3条の3の規定による届出についてを議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 報告第9号についてご説明いたします。

議案書2ページの1件がありました。相続により所有権を得たものです。事務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。

説明は以上です。

○議長 事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますか。

(発言者なし)

○議長 それでは、質疑を終結いたします。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長 日程第5、報告第10号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、日程第6、報告第11号、農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転の届出について、日程第7、報告第12号、農地法第5条第1項第6号の規定による賃貸借権設定の届出についてを一括議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 報告第10号については議案書3ページの1件が、報告第11号については議案書4ページの1件が、報告第12号については議案書5ページの1件がご

ございました。案内図は総会資料の 3 から 5 ページでございます。いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により受理通知書を交付いたしました。

以上です。

○議長 事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますか。

(発言者なし)

○議長 それでは、質疑を終結いたします。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長 日程第 8、議案第 11 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 2 項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）についてを議題に供します。

なお、農業委員会等に関する法律第 31 条「議事参与の制限」によりまして、「委員は、自己又は同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」となっております。よって、質疑及び採決については、該当者に退室していただきます。

受付番号 1 から 3 について、事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案第 11 号についてご説明いたします。

まず、この 4 月から本格的に運用される議案となりますので、補足説明をいたします。

これまで調整区域内農地の貸し借りの方式は 2 つあり、1 つは、所有権と耕作者が直接相対で賃借する方式で、もう 1 つは、農地中間管理機構である神奈川県農業会議が所有者から借りて、耕作者に貸付ける方式です。令和 5 年度に法改正がありましたが、相対による賃借についても引き続き可能となっております。今月より、農地中間管理機構が所有者から借りて耕作者に利用させる方式のみとなりました。

今回は、法改正後の新たな手続の流れとして、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 2 項に基づき、農地中間管理機構が、当該農地の利用について、市に対して農用地利用集積等促進計画の提出を求めてまいりました。それを受け、農地中間管理機構の求めに応じて市が作成した計画案について、市農

業委員会に対し意見を求められたものでございます。

それでは、受付番号1についてご説明いたします。継続の案件でございます。議案書6ページ、資料は6・7ページになります。

大和市長から、令和7年4月9日付で農用地利用集積等促進計画案について諮問を受けています。使用貸借権を設定する土地の面積は1,721.15㎡です。借人の住所、氏名及び貸人の住所、氏名は、議案書に記載のとおりです。令和7年7月1日から令和8年6月30日までの1年間、使用貸借権を設定し、露地野菜を栽培する計画です。借人はトラクター等農機具を親族より借りており、現在6,880.15㎡を経営しています。農業経営者1名、補助者1名の計2名で農業経営を行っております。令和7年4月15日に、関水委員と事務局で現地に赴き、借人に聞き取りを行いました。

次に、受付番号2についてご説明いたします。継続の案件でございます。議案書は6ページ、資料は8・9ページになります。

大和市長から、令和7年4月9日付で農用地利用集積等促進計画案について諮問を受けています。使用貸借権を設定する土地の面積は739㎡です。借人の住所、氏名及び貸人の住所、氏名は、議案書に記載のとおりです。令和7年7月1日から令和10年6月30日までの3年間、使用貸借権を設定し、露地野菜を栽培する計画です。借人はトラクター等農機具を親族より借りており、現在6,880.15㎡を経営しています。農業経営者1名、補助者1名の計2名で農業経営を行っております。令和7年4月15日に、関水委員と事務局で現地に赴き、借人に聞き取りを行いました。

次に、受付番号3についてご説明いたします。新規の案件でございます。議案書6ページ、資料は10・11ページになります。

大和市長から、令和7年4月9日付で農用地利用集積等促進計画案について諮問を受けています。使用貸借権を設定する土地の面積は365㎡です。借人の住所、氏名及び貸人の住所、氏名は、議案書に記載のとおりです。令和7年6月1日から令和10年5月31日までの3年間、使用貸借権を設定し、ミカン及び露地野菜を栽培する計画です。借人はトラクター等農機具を所有し、現在6,227㎡を経営しています。農業経営者1名で農業経営を行っております。

令和 7 年 4 月 1 0 日に、大沼委員と事務局で現地に赴き、借人及び貸人に聞き取りを行いました。

以上の計画の内容は、いずれも借人の経営状態、従事日数など、農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 5 項の各要件を満たしており、特に問題はないと考えます。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 受付番号 4 について、事務局、説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、受付番号 4 についてご説明いたします。新規の案件でございます。議案書 6 ページ、資料は 1 2 ・ 1 3 ページになります。

大和市長から、令和 7 年 4 月 9 日付で農用地利用集積等促進計画案について諮問を受けています。賃貸借権を設定する土地の面積は 8 0 3 m²です。借人の住所、氏名、貸人の住所、氏名は、議案書記載のとおりです。令和 7 年 6 月 1 日から令和 1 0 年 5 月 3 1 日までの 3 年間、賃貸借権を設定して、水稻栽培を行う計画です。借人はトラクター等農機具を所有し、現在 7, 3 0 6 m²を営営しています。農業経営者 1 名で農業経営を行っております。令和 7 年 4 月 1 0 日に、荻窪委員と事務局で現地に赴き、貸人及び借人に聞き取りを行いました。

以上の計画の内容は、いずれも借人の経営状態、従事日数など、農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 5 項の各要件を満たしており、特に問題はないと考えます。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 次に、現場等の確認をしていただいております地元委員の説明をお願いします。受付番号 1 から 2 について、関水委員、お願いします。

○関水委員 受付番号 1 及び 2 について、4 月 1 5 日に事務局と現地に赴き、借人とお会いし、確認をいたしました。現地はしっかり管理されておりました。貸付けることは問題ないと思います。

以上です。

○議長 受付番号 3 について、大沼委員、お願いします。

○大沼委員 受付番号 3 について、4 月 1 0 日に事務局と現地に赴き、借人及び貸人とお会いし、確認をいたしました。現地は管理されておりました。貸付けること

に問題ないと思います。

○議長 受付番号４について、荻窪委員、お願いします。

○荻窪委員 受付番号４については、４月１０日に事務局と現地へ赴き、借人及び貸人とお会いし、確認いたしました。現地は管理されておりました。貸付けることに問題はないと思います。

以上です。

○議長 地元委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。まず、受付番号１から３について、質疑、意見はございますか。

受付番号４は、議事参与の関係で、質疑、採決ともに後ほど行います。

長谷川委員。

○長谷川委員 １番についてですけれども、今までの経験上、更新の場合、大体、１年ではなく３年や５年、複数年のことが多いのですが、更新で１年というのは何か理由があつてのことなのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 貸人から借人に対して、ご実家に農地があるので、そちらを使ってはどうかという提案がありましたが、借人としては、そちらは使えないということでしたので、貸人と借人で話しをしていただき、今回は１年で合意をされたと聞いております。

○議長 ほか、よろしいでしょうか。

（発言者なし）

○議長 それでは、質疑を終結いたします。

これより、議案第１１号、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第２項の規定による農用地利用集積等促進計画案について採決いたします。

受付番号１について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長 挙手全員であります。よって、本件は、諮問どおり答申することに決定いたしました。

次に、受付番号２について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求

めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、本件は、諮問どおり答申することに決定いたしました。

次に、受付番号3について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、本件は、諮問どおり答申することに決定いたしました。

ここで暫時休憩します。

〔暫時休憩〕

○職務代理 それでは、再開します。

受付番号4について、質疑、意見はございますか。

(発言者なし)

○職務代理 なければ、質疑を終結します。

受付番号4について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○職務代理 挙手全員であります。よって、本件は、諮問どおり答申することに決定いたしました。

ここで暫時休憩します。

〔暫時休憩〕

○議長 再開します。

○議長 日程第9、議案第12号、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による承認申請についてを議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案第12号についてご説明いたします。

令和7年4月9日付で申請を受けています。議案書は7ページ、資料は14から17ページになります。新規の承認申請です。

なお、今回承認を求める農園の区画の面積は28㎡から372.4㎡です。承

認を受けようとする土地、申請人、申請地所有者の住所、氏名は、記載のとおりです。区画数は全 12 区画です。令和 7 年 4 月 16 日に、荻窪委員と事務局で現地等の状況を調査しました。

以上の承認申請の内容は、当該農地が周辺との関係等、適切な位置にあり、かつ、妥当な規模を超えないものであるなど、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第 3 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております地元委員より説明をお願いいたします。

荻窪委員、お願いします。

○荻窪委員 本件について、4 月 16 日に、私と事務局で現地確認を行いました。現地は管理されておりました。市民農園として使用することには問題ないと思われます。

以上です。

○議長 地元委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますか。

池田委員。

○池田委員 今回の市民農園ですけれども、貸付規程を作成することになっていると思うのですが、1 区画の面積はどのようになっているのですか。先ほどの説明によると、土地 6 筆の中で 28 m²から 372.4 m²とのことですが。

○議長 事務局。

○事務局 市民農園の開設の条件として、1 区画 10 a 未満の貸付けであることとされておりますので、1 区画の面積について 28 m²から 372.4 m²と説明をさせていただきました。

○議長 池田委員。

○池田委員 今回 12 区画を市民農園として設置するのだけれども、1 区画についての面積はまちまちなのですか、一定なのですか。

○議長 事務局。

○事務局　今回の市民農園の区画面積については、まちまちでございまして、最小の面積で28㎡、最大の面積で372.4㎡となっております。

○議長　池田委員。

○池田委員　では、何㎡が何区画あってというものがあるのでしょうか。貸付規程には記載されていると思いますが。

○議長　事務局。

○事務局　今回、それぞれの区画の面積はほぼ異なっておりましたので、28㎡から372.4㎡と説明をさせていただきました。

具体的に言いますと、77㎡が1区画、74.2㎡が1区画、89.6㎡が1区画、174㎡が1区画、308㎡が1区画、372.4㎡が1区画、143㎡が1区画、182㎡が1区画、56㎡が2区画、28㎡が1区画、155㎡が1区画となっております。

○池田委員　何でこのようなことを聞くかといいますと、やはり需要と供給のバランスの上から、これは当然、募集とか選考方法がそれぞれあると思うのですね。今回、区画の面積がそれぞれ違うということですが、こういう市民農園はあるのでしょうか。私は、市民農園はある一定の区画面積なのかなと思っていたのですが。

○議長　事務局。

○事務局　一般的な市民農園というのは、ある程度の区画を定めて、同じ面積の区画が一定数あるものが多いと認識しております。ただ、今回は個人の方が経営する市民農園ですので、経営される方のご意向が、さまざまな区画面積の市民農園とすることが、広いニーズに対応するものと考えられ、こういう区画の設定をされたと認識しております。

○議長　池田委員。

○池田委員　つまり、供給を受ける方の要望に基づいてこの面積が決められているということですか。

○議長　事務局。

○事務局　そういうふうに認識しております。

○議長　池田委員。

○池田委員 ということは、もう 1 2 区画は決まっている、借りる方は選考されている
 ということでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 募集はこれからか、また、ある程度もう決まっているのかということついて
 は、把握をしておりません。今回の市民農園は経営される方が、さまざまな大
 きさの区画を設定することが、より多くのニーズを踏まえることができると考
 えられて、今回の区画数等を設定しているものと認識しております。

○議長 池田委員。

○池田委員 貸付期間が 1 年間ということで、当然、更新もあるのだろーと思ひますが、
 借りた方は、1 年間であれば 1 回しか作付できないということになるのですか。

○議長 事務局。

○事務局 市との協定の中では 1 年間と記載されておりますが、通常、1 年間で解約と
 いうことはあまりないと考えています。各区画の更新については、市民農園を
 経営される方と借りた方、お互いのご判断となると考えています。

○議長 池田委員。

○池田委員 使用料については、区画面積に応じて決まるのですか。

○議長 事務局。

○事務局 今回の市民農園につきましては、経営される方の意向で賃料はない予定でご
 ざいます。

○議長 そのほか、よろしいでしょうか。田邊委員。

○田邊委員 関連した質問になるのですが、今回の案件は昔から貸してひて、何
 か理由があつて、今回議案としてでてきたのではないかと思ひのですけれども、
 もしわかれば、教えていただければと思ひます。

○議長 事務局。

○事務局 今までは、農園利用方式で、土地所有者が指導をしながら作付などを行つて
 いたと聞いております。それを今回、市民農園という形で手続きをされ、今後は
 おのおの借りた方が作付等も含めて行つていただく形をとったものと捉えて
 おります。

○議長 田邊委員。

○田邊委員　　そうしますと、例えば今回の土地以外に、この土地所有者の方が、何かほかのところで建物を建てたり、開発をしたりという話しではなく、今、説明をしてもらった内容ということでよろしいでしょうか。

○議長　　事務局。

○事務局　　そのとおりです。

○議長　　田邊委員。

○田邊委員　　どうもありがとうございました。

○議長　　そのほかはよろしいでしょうか。

（発言者なし）

○議長　　それでは、質疑を終結いたします。

これより、採決してまいります。

議案第１２号、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第３条の規定による承認申請についてを採決いたします。

議案第１２号について、承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長　　挙手全員であります。よって、本件は、承認することに決定いたしました。

○議長　　日程第１０、議案第１３号、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第４条第１項の規定による事業計画についてを議題に供します。

なお、農業委員会等に関する法律第３１条「議事参与の制限」によりまして、質疑及び採決については、該当者に退室していただきます。

事務局、説明をお願いします。

○事務局　　議案第１３号についてご説明いたします。

都市農地の貸借の円滑化に関する法律は、生産緑地に対し一定の要件を満たした事業計画を市町村長が農業委員会の決定を経て認定することにより、農地法第３条の許可を受ける必要がなく、また、第１７条の法定更新を適用しない貸借を行うものです。

今回の一定の要件とは、申請都市農地において生産された農産物等を、主として市内で販売することです。生産された農産物等を、直売所で販売する事業計画となっております。

それでは、ご説明いたします。

大和市長から、令和 7 年 4 月 9 日付で同法に基づき諮問を受けています。議案書は 8 ページ、資料は 18・19 ページになります。新規の承認申請で、使用貸借による権利を設定する土地の面積は 981 m²です。借人の住所、氏名、貸人の住所、氏名は、議案書記載のとおりです。令和 7 年 6 月 1 日から令和 10 年 5 月 31 日までの 3 年間、使用貸借による権利を設定し露地野菜を栽培する計画です。借人はトラクター等農機具を所有し、現在 5,946 m²を経営しています。農業経営者 1 名、農業専従者 2 名で農業経営を行っております。令和 7 年 4 月 15 日に、地元の高橋委員と事務局とで、借人立ち会いのもと現地等の状況を調査しました。

以上の事業計画の内容は、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 4 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております地元委員より説明をお願いします。

高橋委員、お願いします。

○高橋委員 受付番号 1 については、4 月 15 日に私と事務局で借人にお会いし、現地を確認しました。現地は管理されておりました。今回の件については問題ないと思われま。

○議長 地元委員の説明が終わりました。

ここで暫時休憩します。

〔暫時休憩〕

○議長 再開します。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますか。

(発言者なし)

○議長 それでは、質疑を終結いたします。

これより採決してまいります。

議案第 13 号、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 4 条第 1 項の規定によ

る事業計画についてを採決いたします。

本件について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、本件は、諮問どおり答申することに決定いたしました。

暫時休憩します。

〔暫時休憩〕

○議長 再開いたします。

これにて、本日の総会に付議された案件は全て終了いたしました。

よって、令和7年4月大和市農業委員会第4回総会を閉会いたします。

午前10時46分 閉会